



邑南町商工会通信



令和6年7月号

発行：邑南町商工会

TEL：95-0278（本所）

83-0028（瑞穂支所）

87-0055（羽須美支所）

<https://oonan.shoko-shimane.or.jp/>

※商工会員の皆様へ（大切なおしらせ）※

邑南町商工会

公式LINE

できました！！

補助金などの情報を
定期的に配信していこうと
思いますので
登録よろしくお願ひします♪

（読み取れない場合は、
ID：@418bwrzr
でご検索下さい。）



【今後の会報誌発行と配布について】

この度、邑南町商工会公式 LINE 開設に伴い、税務やセミナーや補助金情報等を随時発信していく予定です。（ぜひご登録をお願いします（'ω'））

公式 LINE 開設に伴い会報誌配布月を次月号より「4月号、6月号
10月号、12月号、1月号」発行に変更しますので、ご了承下さい。



公式LINE

登録の仕方



01

LINEの
ホーム画面を開く

02

左画像の2の
○内にある
画像をクリック！

03

商工会
公式LINEの
QRコードを
読み取る

04

友達追加し、
完了!!

邑南町商工会からのお知らせ! ~源泉税納期特例の事業者様~

7月10日(水)は源泉税の納期特例を申請されている事業者様の納付期限日です。
納付書や賃金台帳など、余裕を持った書類の準備をお願いします。
ご不明な点等がございましたら商工会までお気軽にお問い合わせください。

6月10日“商工会の日”記念イベント開催

先般、6月10日(月)に邑南町商工会(石見本所、瑞穂支所、羽須美支所)にて、“商工会の日”の記念イベントを開催しました。

“商工会の日”とは、1960年6月10日に商工会法(商工会組織等に関する法律)が施行されました。それを記念して、全国商工会連合会が“6月10日を商工会の日”として制定しました。

イベント当日には、商工会に来場された方々へ、日頃の感謝の気持ちを込めて、さくらカード200ポイントと矢上高校の生徒が育てたお花をプレゼントしました。約200名近いお客様が来場され、さくらカードのポイントとお花のプレゼントを受け取られた方に、大変喜んでいただきました。

この度の取り組みを通して、商工会を知って頂ける良い機会になったと思います。



お知らせ

出張個別相談会

予約方法: 電話・公式LINE

・Instagram

*ご予約お待ちしております♪

岡先生の出張個別相談会の日程は…

日時: 7月26日(金)

→ ①10:00~11:00 ・ ②11:20~12:20
③13:40~14:40 ・ ④15:00~16:00

場所: 邑南町商工会瑞穂支所

日時: 8月21日(水)

→ ①10:00~11:00 ・ ②11:20~12:20
③13:40~14:40 ・ ④15:00~16:00

場所: 邑南町商工会本所



↑公式LINE



↑Instagram

おおなん
相談所

第47回陰陽神楽競演大会チケット発売中!

※例年と開催日が異なりますので、ご注意ください

開催日: 令和6年9月14日(土)

午前9時45分開場 午前10時30分開演

会場: 邑南町健康センター「元気館」

大人前売券: 2,500円

大人当日券: 3,000円

小学生以下は無料



公式HP, チケット予約はこちら

子育てしやすい 職場づくりに 取り組む企業を 応援します

子育てしやすい職場づくり奨励金

奨励金

10万円 [制度導入] 上限 20万円

次のア・イの制度を令和5年4月1日以降に導入し、令和5年度(4/1～3/31)内に一定の利用回数があること

ア 育児休業の取得率向上

- (対象) 1歳までの子どもがいる労働者
- (活用) 対象労働者が合計20日以上利用

イ 育児休業取得制度の育児休業拡大(小学5年生以下)

- [代替制度:フレックスタイム制度、時間外労働の倍上げ倍下げ]
- (対象) 2歳以上3歳未満の子どもがいる労働者
- (活用) 対象労働者が合計20日以上利用

※申請期間: 支給要件を満たした翌日から6カ月以内

※奨励金の用途に定めはありませんので、就業訓練や研修などにも活用していただくことができます。

社会福祉

子育ての負担を減らす



出産後の 職場復帰に 取り組む企業を 応援します

出産後職場復帰奨励金

奨励金

労働者5人未満の事業所、かつ初めて
本奨励金を申請する事業所の場合

20万円/人

上記以外の
労働者5人
以上未満の
事業所

10万円/人

社会福祉

・育児休業を3ヶ月以上取得し、

復帰直前の労働者を3ヶ月以上雇用していること

・労働者の育児休業の取得について就業規則等に定文化されていること

・労働者の育児休業取得や復帰後の待遇改善、子育てに関する支援に
今後取り組むこと

・申請期間: 支給要件を満たした翌日から6カ月以内

※奨励金は、事業所にのみ支払いを致します。奨励金の用途に定めはありません。
※要件を満たした労働者は、何人でも申請できます。

対象事業者 鳥根県内に本社(または主たる事業所)がある中小・小規模事業者等
(社会福祉法人、医療法人、NPO法人、個人事業主なども対象です)
対象事業所 常勤労働者数50人未満の、鳥根県内の事業所(本支店、営業所等)

働きやすくて子育てもしやすい職場がうれしいね!



詳しい内容・申請方法は、お近くの商工会までお問い合わせください

鳥根県商工会連合会本所 TEL 0852-21-0651 | 鳥根県商工会連合会石見事務所 TEL 0855-22-3590